

日本私法学会会報

□ 日本私法学会第七五回大会を左記のとおり開催いたしますので御出席ください。

一期 日 二〇一一年一〇月九日(日)、一〇日(月)

二場 所 神戸大学法学部(〒六五七―八五〇一神戸市灘区六甲台町二―一)

三 学会次第

I 研究報告(二〇月九日、午前一〇時〜午後五時二〇分)

(1) 第一部会

ア「慰謝料の現代的課題」

兵庫県立大学教授

齋藤修

イ「損害賠償調整の法的構造」

近畿大学准教授

長谷川義仁

ウ「事業遂行者の責任規範と責任原理」

東北大学准教授

中原太郎

エ「市場秩序と消費者保護」

新潟大学専任講師

牧佐智代

オ「三角関係型不当利得における事実上の受領者の保護」

香川大学准教授

瀧久範

(2) 第二部会

ア「法律上の親子関係の構成原理」

京都大学准教授

木村敦子

イ「可分債権の相続と遺産管理」

金沢大学准教授

宮本誠子

ウ「許害行為取消権に関する試論」

—— 外国法による債権法改正案の検証」

エ「売買における買主の追完請求権の基礎づけと内容確定

—— ドイツにおける売買法の現代化を手がかりとして」

オ「米国契約法理論におけるフォーマリズムの展開と日本の企業間取引契約」

岡山理科大学准教授

中西俊二

神戸大学准教授

田中洋

三菱商事株式会社法務部

小林一郎

(3) 第三部会

ア「わが国における敵対的買収と防衛策に関する法ルールの形成について」

イ「企業買収と対象会社従業員との関係」

名古屋大学准教授
京都学園大学専任講師

松中弘明

ウ「グループ再編にかかわる取締役の経営判断と『会社の機会』」

大阪府立大学准教授

古川朋雄

エ「友好的買収の場面における取締役に対する規律」

東北大学准教授

白井正和

オ「株主の会社経営者等に対する直接的な責任追及」

神戸学院大学専任講師

宮崎裕介

(4) 第四部会

ア「内部統制に関する情報開示制度の意義と課題

流通経済大学准教授

梅村悠

—— 米国SOX法における認証に伴う経営者の責任を中心として」

イ「企業の不祥事と取締役の民事責任

小樽商科大学准教授

南健悟

—— 法令遵守体制構築義務を中心に」

日本大学教授

松嶋隆弘

ウ「会社法のもとにおけるデット・エクイティ・スワップ」

立命館大学教授

村田敏一

エ「株主平等原則の謎——会社法一〇九条一項の解釈論として」

II ワークショップ（一〇月九日、昼食後）

A テーマ「担保法の新しいパラダイムとその教育」

報告者 明治学院大学教授

加賀山 茂

司会者

名古屋大学教授

千葉 恵美子

B テーマ「非営利法人に関する法の現状と課題」

報告者・司会者

京都大学教授

佐久間 毅

C テーマ「商法・会社法の立法過程に見られる基本的な考え方の変化について

——機関・資金調達をめぐる改正を中心に——

報告者・司会者 立教大学教授

松井秀征

* ワークショップは、特定のテーマに関心を持つ少人数の参加者が自由に討論する形で進行する研究会です。ワークショップの参加者は一五名程度に限定し、参加者全員が議論に参加することが要求されております。参加者の決定は、会場への先着順とさせていただきます（本年度大会への出欠葉書にワークショップの記入欄がありますが、これは参加者の数を推計するためのもので参加資格とは関係ありませんので、ご了承ください）。右のテーマに御関心のある方々は、予め参考文献目を通したうえ、ふるってご参加ください。なお、ワークショップは、昼休みの時間帯を利用して行われます。参加者はワークショップ会場で昼食をとっていただき、昼食終了後、直ちに報告・討論に入ることになります。

Ⅲ 日本私法学会シンポジウム（二〇月二〇日、午前九時半～午後五時）

(1) シンポジウム「消費者契約法の一〇年」

司会 早稲田大学教授

瀬川信久

1 消費者契約法の一〇年——シンポジウムの趣旨

一橋大学教授

松本恒雄

2 消費者契約法の私法体系上の独自性——一〇年の経験と課題

一橋大学准教授

角田美穂子

3 契約締結過程の規律の進展と消費者契約法

早稲田大学教授

後藤卷則

4 消費者契約法一〇条の生成と展開

京都大学教授

山本豊

5 消費者契約法における不当条項リストの現状と課題

法政大学准教授

大澤彩

6 適格消費者団体による差止請求に関する諸問題

京都大学教授

笠井正俊

7 消費者契約法の一〇年と今後の課題

一橋大学教授

松本恒雄

* 各報告については、別添の資料（NBL九五八号、九五九号抜刷）をご参照ください。

(2) シンポジウム「不当利得法の現状と展望」

司会

神戸大学教授

磯村保

1 不当利得法の全体像——給付利得法の位置づけを中心に

京都大学教授

松岡久和

2 侵害利得法

龍谷大学教授

川角由和

3 支出利得法

大阪大学教授

平田健治

- 4 不当利得法の対第三者関係
- 5 不当利得法と要件事実

北海道大学教授 藤原正則
京都地方裁判所 吉川慎一

* 各報告については、別添の資料（ジュリスト一四二八号抜刷）をご参照ください。

(3) シンポジウム「会社法改正の理論と展望」

- | | | | |
|----------------------------------|-----------|---------|-------|
| 1 総論 | 司会 | 早稲田大学教授 | 江頭憲治郎 |
| 2 会社法制と資本市場——解釈論上の問題点を踏まえて | | 早稲田大学教授 | 江頭憲治郎 |
| 3 企業統治 | | 早稲田大学教授 | 上村達男 |
| 4 企業結合 | | 京都大学准教授 | 齊藤真紀 |
| 5 株式、資金調達、計算 | | 名古屋大学教授 | 中東正文 |
| 6 自主規制と会社法——証券取引所による上場会社規制を中心として | 関東学院大学准教授 | 早稲田大学教授 | 尾崎安央 |
| | | | 河村賢治 |

* 各報告については、別添の資料（旬刊商事法務一九四〇号抜刷）をご参照ください。

IV 総会（二〇月一〇日、午後一二時～一二時三〇分）

四 注意事項

- (1) 開始・終了時間を厳守してくださいようお願いいたします。
- (2) 昼食の必要な方は、予め同封の葉書でお申込みください（弁当・一食一〇〇〇円）。お申込みは、出欠の御返事とともに、同封の葉書で九月二二日（木）までにお願いたします（必着。延着の場合には、昼食の手配はいたし兼ねます）。なお、一度お申込みになった弁当の代金は、昼食が御不要になった場合にも徴収させていただきます。

□ 日本私法学会事務局からのお知らせ

* 日本私法学会大会における個別報告の申請について

日本私法学会大会における個別報告については、二〇〇〇年度大会から個別報告審査制度が導入され、個別報告審査委員会による審査の上、理事会において個別報告を行う者を決定することとなっております。日本私法学会大会において個別報告を希望される会員は、「日本私法学会個別報告審査規則」及び「日本私

法学会大会における個別報告に関する規程」(二〇〇〇年十二月二日理事会決定)をよくお読みになり(日本私法学会ホームページをご覧ください)、個別報告の資格要件等についてご確認の上、個別報告の申請をするようにしてください。なお、この点に関してご不明な点がございましたら、日本私法学会事務局まで、なるべくメールにてお問い合わせください。

日本私法学会事務局

幹事 加毛 明

〒一一三—〇〇三三三

東京都文京区本郷七—三—一 東京大学法学部研究室内

TEL 〇三(五八四一)三二三一(法学部研究室受付)

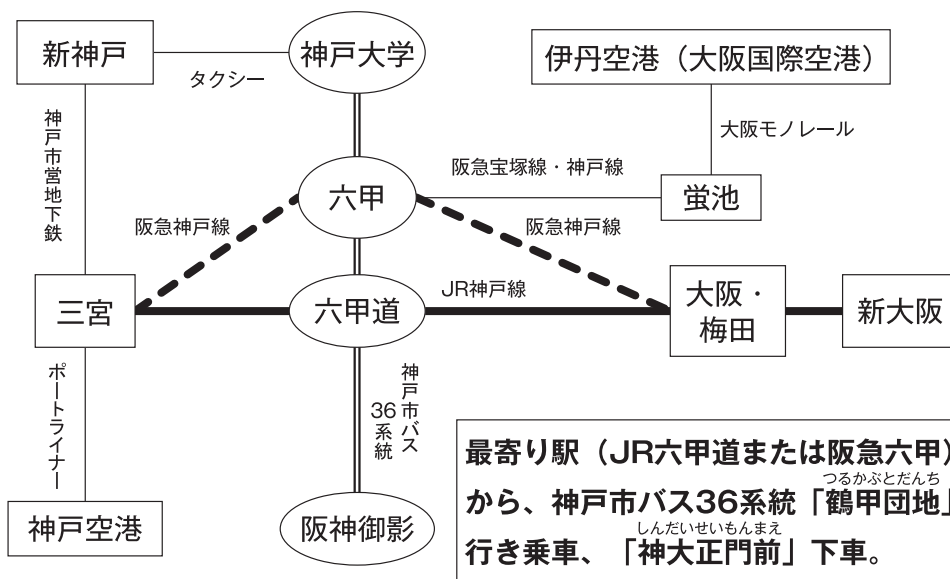
FAX 〇三(五八四一)三二六一

E-Mail akamo@ju-tokyo.ac.jp

時 間 割

10月10日 (月)				10月9日 (日)					
シンポジウム (3)	シンポジウム (2)	シンポジウム (1)	9 : 30	ワー クシ ョッ プ A・ B・ C	第 4	第 3	第 2	第 1	部 会
			12 : 00			松 中	木 村	齋 藤	10 : 00 11 : 00
			12 : 00		梅 村	原	宮 本	長 谷 川	11 : 10 12 : 10
総 会			12 : 00	ワー クシ ョッ プ A・ B・ C	昼 休 み				12 : 10
昼 休 み			12 : 30						14 : 00
昼 休 み			12 : 30						14 : 00
シンポジウム (3)	シンポジウム (2)	シンポジウム (1)	14 : 00	ワー クシ ョッ プ A・ B・ C	南	古 川	中 西	中 原	14 : 00 15 : 00
			17 : 00		松 嶋	白 井	田 中	牧	15 : 10 16 : 10
			17 : 00		村 田	宮 崎	小 林	瀧	16 : 20 17 : 20

案内図



空港・新幹線駅からの乗換案内

空港から		新幹線駅から	
伊丹空港から	神戸空港から	新神戸駅から	新大阪駅から
モノレール「大阪国際空港」	ポートライナー「神戸空港」	地下鉄「新神戸」	JR「新大阪」
↓ (約3分)	↓ (約20分)	↓ (約2分)	↓ (約30分)
モノレール「蛍池」	ポートライナー「三宮」	地下鉄「三宮」	JR「六甲道」
阪急宝塚線に乗換	JR神戸線に乗換	阪急神戸線に乗換	
阪急「蛍池」	JR「三ノ宮」	阪急「三宮」	
↓ (約15分)	↓ (約5分)	↓ (約8分)	
阪急「十三」	JR「六甲道」	阪急「六甲」	
阪急神戸線に乗換			
阪急「十三」			
↓ (約30分)			
阪急「六甲」			

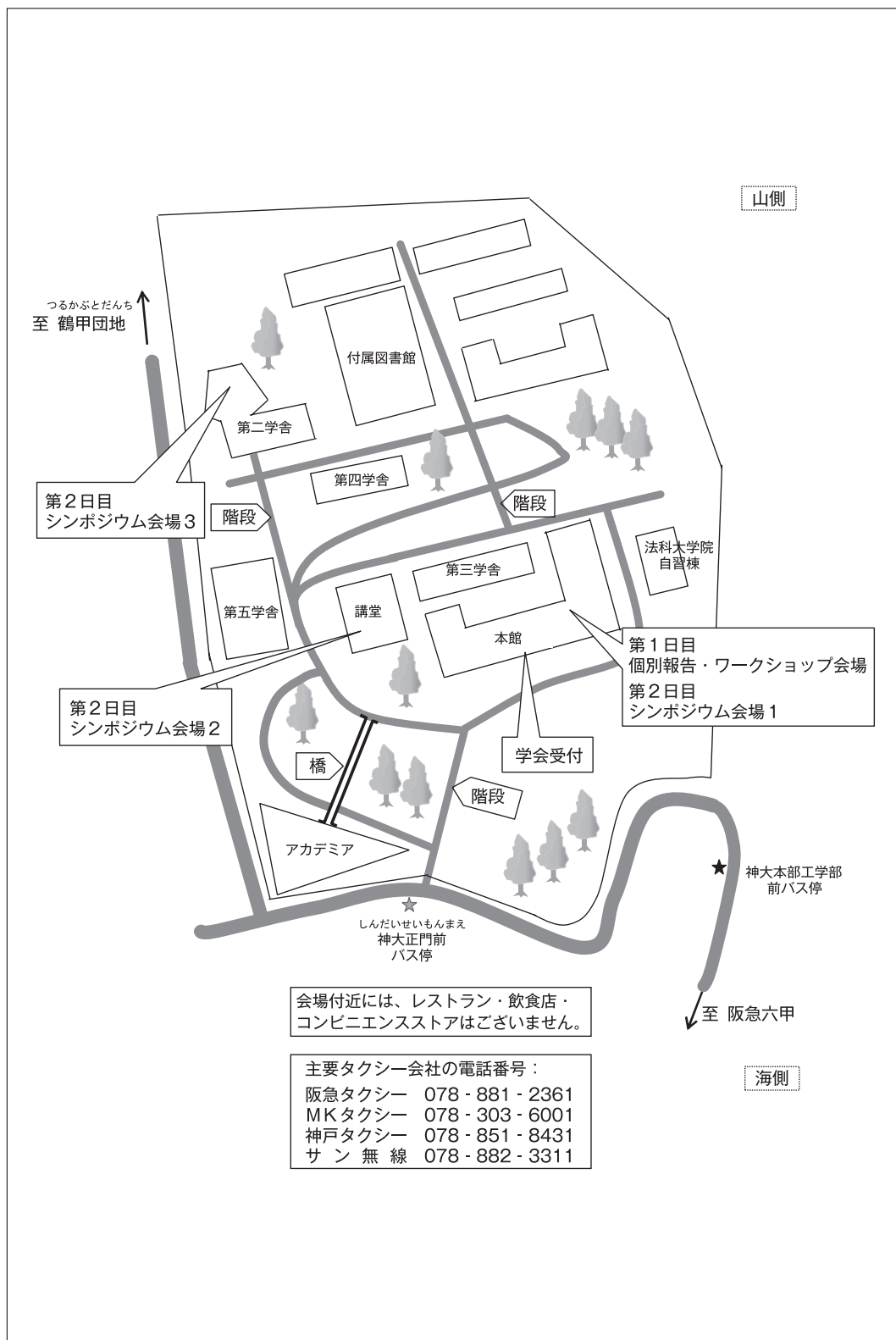
*新神戸駅からタクシーをご利用の場合、「六甲台キャンバス神戸大学正門前」までで約20分・2000円程度です。

*三宮・大阪へは、リムジンバスもご利用いただけます。

各駅から神戸大学六甲台キャンパスまでの所要時間の目安

	阪急六甲から	JR六甲道から	JR新神戸から
タクシー	5分	10分	20分
バス	12分	18分	

神戸大学六甲台キャンパスへのアクセス



会場付近には、レストラン・飲食店・コンビニエンスストアはございません。

主要タクシー会社の電話番号：
 阪急タクシー 078-881-2361
 MKタクシー 078-303-6001
 神戸タクシー 078-851-8431
 サン無線 078-882-3311